

はじめにお読みください

- 国際的なルールに基づき設定している航空法及び関係規則をもとに記載しております。
- ここでは、機内に持ち込むことができるか、航空会社にお預けすることができるかどうかについて航空会社等に問い合わせの多い品目等について、代表的なものの取扱いを一覧表にして紹介しています。
- 以下の取扱いに限らず、航空会社の社内規則により厳しく制限されている場合もありますので、危険物となるかどうかその他詳細につきましては、航空会社にご確認ください。
- 国際線においては、外国当局の規則により制限される場合もありますので、詳しくは航空会社にご確認ください。

危険物全般

- 代表例に掲載されているものであっても、安全データシート(SDS)又はメーカー発行の書類等で非危険物と判断された場合は規制を受けることなく運べます。
- 代表例に掲載されているもののうち機内持込み手荷物として持込みできるものであっても、液体物であり、国際線の場合、別途液体物制限の対象となります。
- 代表例に掲載されているもののうち運べるものであっても、安全が確認できず危険物と判断され、運べない場合があります。
- 代表例に掲載されているもの以外についても、安全が確認できず危険物と判断され、運べない場合があります。
- 旅客の手荷物として機内持込み・お預けができる危険物は、個人が使用するものに限ります。
- 危険物の中には、身体の機能に影響を及ぼすおそれがあるもの等及びハイジャック・テロ等に使用されるおそれのある物品として機内持込みが制限される場合があります。

凶器(ハイジャック・テロ等に使用されるおそれのあるもの)

- 工具、スポーツ用品、武具等の中で凶器となり得るもの及び組み立てることにより凶器となり得るものについても持込みを制限しております。
- 機内への持込が制限される品目にあっては、その模倣品・類似品を含みます。
- 他の旅客を拘束するために使用されるおそれがあるものを含みます。
- 代表例に掲載されているもののうち持込できるものであっても、材質、強度、形状等により凶器となり得ると航空会社又は保安検査員が判断したものは持込みできない場合があります。
- 代表例に掲載されているもの以外についても同様に、材質、強度、形状等により凶器となり得ると航空会社又は保安検査員が判断したものは持込みできない場合があります。
- 銃砲刀剣類所持等取締法その他の法令により所持そのものができない場合がありますので、ご注意ください。
- 長さにより機内への持込が制限がある物品があります。詳細は該当の箇所でご確認ください。

《 危険物の代表例 》

※実際の運用状況等により品目等について適宜更新を行う予定です。

① 化粧品類<引火性液体・高圧ガス(スプレー缶)を含む非放射性物質のもの>						
品目(種類)	持込み	お預け	数量		備考	液体物規制対象
			一容器あたり	1人あたり		
・ヘアケア用品：ヘアスプレー、ヘアトニック、育毛剤(液体、スプレー)、ヘアカラー、白髪染め、ブリーチ ・スキンケア用品：化粧水、洗顔フォーム、日焼け止め ・シェービングフォーム ・ネイルケア用品：マニキュア、除光液、ネイルアート用品 ・入浴剤、バスオイル ・マウスケア用品：洗口液 ・香水、オーデコロン ・アロマオイル ・制汗・清涼・冷却スプレー(衣類につけるものも含む) ・芳香・消臭・除菌・シワ取りスプレー(身体用、衣料・室内用) ※アルコール製剤製品を含む ・家庭用洗剤(漂白剤・カビ取り剤は除く) ・洗浄液(コンタクト用、入れ歯用、かつら用、ジュエリー用、メガネ用、鋸削り用)	○	○	0.5kg又は0.5kg以下	2kg又は2kg以下 ※上記1人あたりの数量は、①化粧品類、②医薬品類および③スプレー缶の合計数量であること。	化粧品類とは、身体、身だしなみを手に入れるために使用するもの、並びに、清潔、芳香、洗浄、消臭、除菌効果のある嗜好品。 ガスが充填されたスプレーの場合は、噴射弁が偶発的に中身が漏れるのを防ぐためキャップ又は適当な方法(噴射弁が押されないような措置)で保護してあるもの。 ※漂白剤やカビ取り剤及び製品に「塩素系」や「混ぜるな危険」が表示されている洗剤は持込み・お預け不可 ※化粧品類において「スプレー」とは、ガスが充填されたエアゾールスプレー及び液体が充填されたミストスプレーを含む	液体物リスト
② 医薬品類<引火性液体・高圧ガス(スプレー缶)を含む非放射性物質のもの>						
品目(種類)	持込み	お預け	数量		備考	液体物規制対象
			一容器あたり	1人あたり		
・消炎鎮痛剤(液体、スプレー) ・虫さされ・かゆみ止め薬(液体、スプレー)、虫よけ(液体、スプレー) ・殺菌・消毒剤(液体、スプレー) ※アルコール製消毒剤を含む ・コールドスプレー、テーピングスプレー、テーピングリムーバースプレー ・瞬間冷却剤(冷却パッド)	○	○	0.5kg又は0.5kg以下	2kg又は2kg以下 ※上記1人あたりの数量は、①化粧品類、②医薬品類および③スプレー缶の合計数量であること。	医薬品類とは、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に規定される医薬品及び医薬部外品、並びに、従来の治療、応急処置のために常時携帯することが想定されるもの。 ガスが充填されたスプレーの場合は、噴射弁が偶発的に中身が漏れるのを防ぐためキャップ又は適当な方法(噴射弁が押されないような措置)で保護してあるもの。	液体物リスト
③ スプレー缶 (①②をのぞく)						
品目(種類)	持込み	お預け	数量		備考	液体物規制対象
			一容器あたり	1人あたり		
引火性ガス・毒性ガスを使用していないもので、圧縮ガス以外の危険性がないもの	○	○	0.5kg又は0.5kg以下	2kg又は2kg以下 ※上記1人あたりの数量は、①化粧品類、②医薬品類および③スプレー缶の合計数量であること。	噴射弁が偶発的に中身が漏れるのを防ぐためキャップ又は適当な方法(噴射弁が押されないような措置)で保護してあるもの。	液体物リスト
虫よけスプレー、ベタベタスプレー、歯茎スプレー	×	×				

④ 液体類								
品目(種類)			持込み	お預け	数量		備考	液体物規制対象
					一容器あたり	1人あたり		
酒類		アルコール度が24%以下のもの	○	○			非危険物 小売販売されている容器に収納されていること (スキットル等水筒型のものに移し替えられているものは不可) ※ 消毒・除菌製品は、「①化粧品類」「②医薬品類」参照	液体物リスト
		アルコール度が24%を超え70%以下のもの	○	○	5L		小売販売されている容器に収納されていること (スキットル等水筒型のものに移し替えられているものは不可) ※ 消毒・除菌製品は、「①化粧品類」「②医薬品類」参照	液体物リスト
		アルコール度が70%を超えるもの	×	×			※ 消毒・除菌製品は、「①化粧品類」「②医薬品類」参照	
	薬用オイル(潤滑油)		○	○				液体物リスト
接着剤		×	×					
ペンキ・塗料		×	×					
漂白剤、強力カビ取り剤		×	×					
殺虫剤		×	×					
農薬		×	×					
塩酸、硫酸		×	×					
ガソリン		×	×					
灯油、軽油		×	×					
シンナー		×	×					
ベンジン		×	×					
ニス		×	×					
エタノール		×	×				※ 消毒・除菌製品は、「①化粧品類」「②医薬品類」参照	
ホルマリン		×	×					
クロロホルム		×	×					
ヒ素		×	×					
⑤ 電池・バッテリー								
a) 携帯用電子機器に使用する電池・バッテリー								
品目(種類)			持込み	お預け	数量		備考	液体物規制対象
					一容器あたり	1人あたり		
乾電池			○	○			非危険物	
ニッケル水素電池			○	○			非危険物	
ニカド電池(ニッカド電池)			○	○			非危険物	
リチウム金属電池	携帯型電子機器(本体)	リチウム含有量2g以下のもの	○	○			・ 偶発的な作動や損傷を防止するための措置(強固なスーツケースへの梱包、衣類などによる保護など)をとること ・ お預けの場合は、電源を完全に切ること(リチウム含有量0.3gを超えるものに限り)	
		リチウム含有量2gを超えるもの	×	×				
	上記機器の予備電池(電子機器から取り外したものを含む。)	リチウム含有量2g以下のもの	○	×			・ 偶発的な作動や損傷を防止するための措置(強固なスーツケースへの梱包、衣類などによる保護など)をとること ・ ショート防止の措置をとること。	
		リチウム含有量2gを超えるもの	×	×				
	携帯型医療用電子機器(本体)(自動除細動器(AED)、噴霧器(Nebulizer)、持続陽圧呼吸装置(OPAP)等)	リチウム含有量8g以下のもの	○	○			・ 偶発的な作動や損傷を防止するための措置(強固なスーツケースへの梱包、衣類などによる保護など)をとること ・ お預けの場合は、電源を完全に切ること(リチウム含有量0.3gを超えるものに限り)	
		リチウム含有量8gを超えるもの	×	×				
	上記機器の予備電池(電子機器から取り外したものを含む。)	リチウム含有量2g以下のもの	○	×				
		リチウム含有量2gを超え8g以下のもの	○	×	2個 ※予備のリチウムイオン電池(100Whを超え180Wh以下)とモバイルバッテリー(100Whを超え180Wh以下)を含めた合計数量であること。		・ 偶発的な作動や損傷を防止するための措置(強固なスーツケースへの梱包、衣類などによる保護など)をとること ・ ショート防止の措置をとること。	
		リチウム含有量8gを超えるもの	×	×				
	靴(スマートバグジ)(バッテリーが内蔵・装着された靴)	リチウム含有量0.3g以下のもの	○	○				
		リチウム含有量0.3gを超え2g以下のもの	○	×			電池を取り外さない場合は機内持込みとし、電池を取り外す場合はリチウム金属電池の予備電池の規定に従うこと。	
			リチウム含有量2gを超えるもの	×	×			電池を取り外した靴のみは持込み・お預け可
リチウムイオン電池 (リチウムイオンポリマー電池を含む)	携帯型電子機器(本体)(携帯医療用電子機器(本体)(自動除細動器(AED)、噴霧器(Nebulizer)、持続陽圧呼吸装置(OPAP)、酸素濃縮器(POC)等)を含む)	ワット時定格量180Wh以下のもの	○	○			・ 偶発的な作動や損傷を防止するための措置(強固なスーツケースへの梱包、衣類などによる保護など)をとること ・ お預けの場合は、電源を完全に切ること(ワット時定格量2.7Whを超えるものに限り) ※ リチウムイオン電池内蔵のヘアークラマー・ヘアアイロンは、「その他日用品／ヘアークラマー・ヘアアイロン」参照 ※ リチウムイオン電池内蔵の電子たばこは、「その他日用品／電子たばこ」参照	
		ワット時定格量180Whを超えるもの	×	×				
	上記機器の予備電池(電子機器から取り外したものを含む。)	ワット時定格量100Wh以下のもの	○	×				
		ワット時定格量100Whを超え180Wh以下のもの	○	×	2個 ※予備のリチウムイオン電池(2gを超え8g以下)とモバイルバッテリー(100Whを超え180Wh以下)を含めた合計数量であること。		・ 偶発的な作動や損傷を防止するための措置(強固なスーツケースへの梱包、衣類などによる保護など)をとること ・ ショート防止の措置をとること。	
		ワット時定格量180Whを超えるもの	×	×				

	箱(スマートバゲージ) (バッテリーが内蔵・装着された箱)	ワット時定格量2.7Wh以下のもの	○	○				電池を取り外さない場合は機内持込みとし、電池を取り外す場合はリチウムイオン電池の予備電池の規定に使うこと。	
		ワット時定格量2.7Whを超え180Wh以下のもの	○	×					
		ワット時定格量180Whを超えるもの	×	×				電池を取り外した箱のみは持込み・お預け可	
パワーバンク (モバイルバッテリー) (他の電子機器に電力を供給する目的のものであってリチウムイオン電池又はリチウム金属電池を内蔵したもの)	ワット時定格量100Wh以下のもの		○	×			2個 ※100Whを超え180Wh以下のモバイルバッテリーとの合計数量であること。		
	ワット時定格量100Whを超え180Wh以下のもの		○	×			2個 ※予備のリチウム金属電池(2gを超え8g以下)と予備のリチウムイオン電池(100Whを超え180Wh以下)を含めた合計数量であること ※100Wh以下のモバイルバッテリーとの合計数量は2個までであること。	・ショート防止の措置をとること。 ・収納箇所に収納しないこと。 ・機内において充電しないこと。 ・機内で他の電子機器へ充電しないこと。	
	ワット時定格量180Whを超えるもの		×	×					
	ナトリウムイオン電池 (ナトリウムイオン電池を内蔵したモバイルバッテリー含む)		×	×					
燃料電池	電子機器内蔵(本体)		○	×					
	上記機器の予備カートリッジ (引火性液体、腐食性物質、液化引火性ガス、水素吸蔵合金または水反応性物質を含むもの)		○	○			2個	航空機内における燃料電池への燃料補給は、専用の予備カートリッジで補給する場合を除き、行わないこと。	
液体バッテリー(鉛蓄電池等)	漏れ防止型の鉛蓄電池を使用した携帯用電子機器本体	電圧が12V以下でワット時定格量が100Wh以下のもの	○	○					
		電圧が12Vを超え、ワット時定格量が100Whを超えるもの	×	×					
	上記の予備電池	電圧が12V以下でワット時定格量が100Wh以下のもの	○	○			2個	ショート防止の措置が行われていること。	
		電圧が12Vを超え、ワット時定格量が100Whを超えるもの	×	×					
	漏れ防止型ではない鉛蓄電池		×	×					
b) 電動車椅子または電動歩行補助車に使用されるバッテリー 詳細については、こちらを参照してください。									
電動車椅子または電動歩行補助車用バッテリー ※電動車椅子のサイズ等によってはお預け出来ない場合がありますので、必ず事前に電話などで利用される航空会社にご連絡下さい。	リチウムイオン電池 (リチウムイオンポリマー電池を含む)	本体に組み込まれたバッテリー	×	○				取り外したバッテリーは、ショート防止の措置を行い持込みのみ可。	
		予備電池(ワット時定格量180Wh以下のもの)	○	×			2個	ショート防止の措置が行われていること。	
		予備電池(ワット時定格量300Wh以下のもの)	○	×			1個	ショート防止の措置が行われていること。	
		予備電池(ワット時定格量300Whを超えるもの)	×	×					
	液体バッテリー(蓄電池等)	本体に組み込まれたバッテリー	×	○				取り外したバッテリーは、ショート防止の措置を行いお預けのみ可。	
		予備電池	×	○			1個(防護型のものに限る)		
⑥ ライター・マッチ・着火具									
品目(種類)			持込み	お預け	数量		備考	液体物規制対象	
喫煙用	オイルライター	吸収剤(綿)なし(オイルタンク式ライター)	×	×					
		吸収剤(綿)入り							
	ガスライター	使い捨て、ガス充填式	○	×			小型かつ携帯型のもの いずれか1個	身につけて機内へ持ち込むこと。 リチウム電池が含まれている場合は、以下の条件に該当すること。 ・リチウム金属電池にあってはリチウム含有量が2g以下のものであり、リチウムイオン電池にあってはワット時定格量が100Wh以下のものであること。 ・予備の電池はショート防止の措置がされていること。 ・機内において充電しないこと。 ・漏が発生する部分が不測の作動をしないよう措置されていること。	
		電子ライター	電熱式、プラズマ式						
安全マッチ									
万能マッチ (Strike anywhere matches)			×	×					
喫煙用以外の着火具			使い捨て、ガス充填式	×	×				
			オイル式	×	×				
ファイアスターター・メタルマッチ・火打石・火打金			○	○				非危険物	
ライター用燃料			ガス	×	×				
			オイル	×	×				
⑦ 酸素ボンベ・ガス類									
品目(種類)			持込み	お預け	数量		備考	液体物規制対象	
酸素ボンベ(空気ボンベ)			医療(援助)用	○	○		5kg	小型容器に弁及び調整機が充填されている場合は、不測の作動を防止するように措置すること。	
			上記以外	×	×			ガスの残量がないものはお預け可。	
ガスカートリッジ	機械機銃用		○	○					
	膨張式救命胴衣 (海難救助用、オートバイ用等)	胴衣(本体)	○	○		2着 (救命胴衣1着あたりカートリッジ2個付)	・不測の作動を防止するように措置すること。 ・人が着用して使用するものに限る。		
		予備カートリッジ	○	○		救命胴衣1着あたり2個	・胴衣に装着している2個に加え、予備のカートリッジも胴衣1着あたり2個まで持込み・お預けが可能 ・予備のカートリッジのみは持込み・お預け不可		
	膨張式救命胴衣以外の装置に用いられる引火性ガス、毒性ガスが使用されていない小型のガスカートリッジ (ガスカートリッジを使用する携帯器具、炭酸水製造器、自転車用携帯ポンプ(空気入れ)、ビールサーバー等)	一容器あたり50ml以下のもの	○	○		4個	参考：炭酸ガスの場合、50mlは28gと同等		
		一容器あたり50mlを超えるもの	×	×					
ガススプリング(車椅子用)			○	○				※ ガススプリング付電動車椅子のサイズ等によって機内持込み出来ない場合がありますので、事前に利用される航空会社にご確認下さい。	
カセットコンロ・ガスバーナー・ガステーブル(本体)			○	○				ガスの残量がないもの。	
ガスボンベ(カセットコンロ・ガスバーナー用)			×	×					
消火器			×	×					
ダックスボイス			×	×					

⑧ 火薬類							
品目(種類)		持込み	お預け	数量		備考	液体物規制対象
				一容器あたり	1人あたり		
炸薬		×	○	総重量5kg (包装込)		自己の手荷物に他人の当該物件を入れてはならない。 施設が可能な頑丈な容器が必要。	
薬莢キーホルダー、薬莢ネックレス(キーホルダーやアクセサリとして加工されているもの)		○	○			非危険物	
花火		×	×				
クラッカー		×	×				
発煙筒		×	×				
⑨ その他日用品							
品目(種類)		持込み	お預け	数量		備考	液体物規制対象
				一容器あたり	1人あたり		
ヘアカーラー・ヘアアイロン・ヒートブラシ	コンセント式 *モバイルバッテリー等から給電するものを含む	○	○			非危険物	
	電池式(リチウムイオン電池) *ワット時定格量が180Wh以下のもの	×	×			熱源と電池が分離できる場合(例:本体からリチウムイオン電池を取り外す、熱源との電気回路が遮断(分離)可能など)は、持込み・お預けともに可。ただし、本体から取り外したリチウムイオン電池と予備電池はショート防止の措置を行い、持込みのみ可。(お預け不可)	
	上記以外の電池	×	×			熱源と電池が分離できる場合(例:本体から電池を取り外す、熱源との電気回路が遮断(分離)可能など)は、持込み・お預けともに可。ただし、本体から取り外した電池は、ショート防止の措置を行うこと	
	ガス式 *炭化水素ガスが充てんしてあるものであって、熱源部には安全カバーが取り付けられているもの	○	○		1個	液体物持込制限により、国際線においては18以下のジッパー付無色透明袋に入らない場合は、持込み不可。 充てん用の予備の炭化水素ガスカートリッジは持込んではならない。	液体物リスト
ヘアカーラー・ヘアアイロン・ヒートブラシ用詰め替えガス		×	×				
半田ごて・グルーガン	コンセント式 *モバイルバッテリー等から給電するものを含む	○	○			非危険物 先端が著しく尖っているものは持込不可	
	電池式(リチウムイオン電池) *ワット時定格量が180Wh以下のもの	×	×			熱源と電池が分離できる場合(例:本体からリチウムイオン電池を取り外す、熱源との電気回路が遮断(分離)可能など)は、持込み・お預けともに可。ただし、本体から取り外したリチウムイオン電池と予備電池はショート防止の措置を行い、持込みのみ可。(お預け不可) 先端が著しく尖っているものは持込不可	
	電池式(上記以外の電池)	×	×			熱源と電池が分離できる場合(例:本体から電池を取り外す、熱源との電気回路が遮断(分離)可能など)は、持込み・お預けともに可。ただし、本体から取り外した電池は、ショート防止の措置を行うこと 先端が著しく尖っているものは持込不可	
	ガス式 *炭化水素ガスが充てんしてあるもの	×	×				
スキューバーダイビング用ライト	リチウムイオン電池 *ワット時定格量が180Wh以下のもの	○	○			熱源と電池が分離できる場合(例:本体からリチウムイオン電池を取り外す、熱源との電気回路が遮断(分離)可能など)は、持込み・お預けともに可。ただし、本体から取り外したリチウムイオン電池と予備電池はショート防止の措置を行い、持込みのみ可。(お預け不可)	
	上記以外の電池	○	○			熱を発生する部分と電池を分け、電池はショート防止等の措置が講じられていること。	
スポーツ(スキー・スノーボード等)用ワックス・ワックスリムーバー	固形	○	○				
	液体・ペースト、パウダー	×	×			引火点が摂氏60℃を超える液体状のものは輸送可。	
スプレー(ガス)		※③「スプレー缶」参照					液体物リスト
雪崩救難用バックパック		○	○		1個	・誤作動が生じないように包装され、かつバックパック内のエアークラッシュバッグが圧力開放弁を有するもの。 ・当該物件は、手荷物に収納すること。	
ドライアイス	生鮮食料品など非危険物のものを冷却するために用いるもの	○	○		2.5kg	炭酸ガスを放出する構造の容器に入っていること。	
	上記以外	×	×				
炭及び活性炭	燃焼用のもの	×	×			国連試験により危険性がないことが証明されているものは輸送可。	
	浄化、浄水用のもの	○	○			製品として加工されているものに限る。	
石炭(無煙炭を含む)		○	○			非危険物	
夜光性塗料	時計に使用されているもの	○	○				
	上記以外	×	×				
水銀気圧計・水銀温度計		○	×			・水銀を浸透しない内張り又は袋を有し、かつ、十分な強度を有する容器に入れたもの。 ・当該物件は、持込み手荷物に収納すること。 ・気象庁又はこれに相当する機関の人が発行する場合に限る。	
水銀血圧計		×	×				
水銀医療用体温計		×	○		1個	個人用で保冷箱に入れてあるもの	
磁石	家庭用	○	○			非危険物	
	業務用(大型磁石)	×	×				
臓器・組織・細胞など	移植用	○	○			保存液についても輸送可。	
	研究、検査用	×	×			「病原体を移しやすい物質」に該当しなければ輸送可。	
心臓ペースメーカー、その他体内に埋め込まれた又は体外に取り付けられた医療装置(放射線物質又はリチウムを使用した電池で作動するもの)		○	×				
スポーツ用球技ボール		○	○				
オイル充電池携帯カイロ、白金カイロ		×	×				
加熱式弁当(発熱剤付弁当)、加熱式飲料(発熱剤付飲料)		×	×				
くん煙式殺虫剤		×	×				
水銀		×	×				
アイソトープ		×	×				
内燃機関又は燃料電池機関(エンジン、発電機等)		×	×			※ただし、以下の要件を全て満たす場合は、お預けのみ可。 ・燃料タンクに一度も燃料を入れたことがないか、又は浄化されていること ・燃料系統が完全に空であること ・燃料系統は、密閉又は蓋がされていること	
キャンプ用ガソリンランタン・オイルランタン・ガソリンストーブ		×	×			※ただし、以下の要件を全て満たす場合は、お預けのみ可。 ・燃料が入っていないこと ・蓋が閉まっていること	
電子たばこ		○	×			・予備の電池は、ショート防止の措置が行われていること。 ・箱内で充電をしないこと。 ・リチウム金属電池にあってはリチウム含有量が2g以下のものであり、リチウムイオン電池にあってはワット時定格量が100Wh以下のものであること。	
空間除菌製品		×	×			亜塩素酸ナトリウム水溶液等の危険物に該当するものが入っていない(発生しない)場合は輸送可。	

【参考】

●製品に **高温に注意** と表示があるものは、非引火性ガスを使用

●製品に **火気と高温に注意** と表示があるものは、引火性ガスを使用

⑩ 刀剣類					
刀(日本刀、中国刀、西洋刀など)	×	○			プラスチック製のもので、一見しておもちゃ等武器として使用できないものは持込可能
あいくち	×	○			
飛び出しナイフ	×	○			
⑪ ナイフ類					
ナイフ	×	○			バターナイフのような先端が鋭利でなく、凶器にならないと判断されるものは持込可能
牡蠣剥き用ナイフ	×	○			一見して脅威を抱かせる形状をしているため持込不可
ペーパーナイフ	×	○			先端が鋭利でなく、凶器にならないと判断されるものは持込可能
手術用メス	×	○			医療用(外科、眼科、歯科、その他)のものも持込不可
剃刀	×	○			T字型剃刀や化粧用の小さな(まゆ毛用)剃刀は持込可能 電動剃刀(電動シェーバー)は持込可能
はさみ	×	○			先端が尖っていないもので刃体(刃先から支点までの長さ)6cm以下であれば持込可能 小さな眉毛きりはさみや鼻毛きりはさみ等の化粧用はさみ、携帯鏡セットのはさみも持込可能
幼児用はさみ	×	○			明らかなおもちゃは持込可能
ツールナイフ(多機能折りたたみナイフ)	×	○			構成品に機内持込制限品に該当するものが含まれていない場合であっても、一見して脅威を抱かせる形状をしているため持込不可
⑫ カッター等					
カッター	×	○			NTカッターなど
業巻カッター(はさみ式)	×	○			先端が尖っていないもので刃体6cm以下であれば持込可能
業巻カッター(ギロチン式)	×	○			本体と刃の部分が外れないものは持込可能
シートベルトカッター	×	○			本体と刃の部分が外れないものは持込可能
フードカッター	×	○			本体と刃の部分が外れないものは持込可能
アップルカッター	×	○			本体と刃の部分が外れないものは持込可能
ビザカッター	×	○			
⑬ 鉄砲類					
銃砲	×	○			
空気銃	×	○			
BBガン	×	○			
スターターピストル	×	○			
玩具銃(幼児用プラスチック製)	×	○			材質の強度、形状を考慮した上で明らかに危険性がないと判断されるものは持込可能
鉄砲類の部品	×	○			複数旅客が部品を分けて持ち込み、機内で組み立てる可能性があるため持込不可
⑭ 発射体類					
スリングショット(バチンコ)	×	○			一見しておもちゃと判るものは持込可能
弓矢	×	○			
ボウガン	×	○			
ピス打ちピストル	×	○			
⑮ 武器、護身用具等					
特殊警棒	×	○			
ムンチャク	×	○			
十手	×	○			一見しておもちゃなど武器として使用できないものは持込可能
マリケンサック	×	○			
⑯ スポーツ用品、運動器具、介護用具等					
ゴルフクラブ	×	○			ヘッドのみであれば持込可能 プラスチック製のもので、一見しておもちゃ等凶器として使用できないものは持込可能
ゴルフスイング練習用具	×	○			
バット	×	○			プラスチック製のもので、一見しておもちゃ等凶器として使用できないものは持込可能
アイススケート靴	×	○			
ゲートボール用スティック、クリケット	×	○			
ホッケースティック	×	○			
ラクロススティック	×	○			
ブーメラン	×	○			金属製の刃が付いていないものは持込可能
バトン	×	○			リレー用やバントフリング用で60cm以下のものは持込可能
組み立て式バター	×	○			
ビリヤードのキュー	×	○			
スキー、スノーボード	×	○			60cm以下のショートスキーは持込可能
スキーストック	×	○			畳んだ状態で60cm以下のものは持込可能。但し、先端に尖った金属(キリ状)が取り付けられているものは持込不可 体が不自由で、スティックの代わりとして使用し、先端が尖った金属(キリ状)が取り付けられていないものは60cmを超えるものであっても持込可能
登山用ストック	×	○			畳んだ状態で60cm以下のものは持込可能。但し、先端に尖った金属(キリ状)が取り付けられているものは持込不可 体が不自由で、スティックの代わりとして使用し、先端が尖った金属(キリ状)が取り付けられていないものは60cmを超えるものであっても持込可能
金剛杖(巡礼、登山用)	×	○			
アイゼン	×	○			
テニスラケット	○	○			
スティック	×	○			長さ60cm以下のものは持込可能 体が不自由で、旅客自身で使用するものは60cmを超えるものであっても持込可能
添木その他鎧手、鎧足類	×	○			長さ60cm以下のものは持込可能 体が不自由で、旅客自身で使用するものは60cmを超えるものであっても持込可能

⑪ 棒状のもの					
鉄棒・鉄パイプ	×	○			
木刀	×	○			
竹刀	×	○			
三脚	×	○			畳んだ状態で長さ60cm以下のものは持込可能
一脚	×	○			畳んだ状態で長さ60cm以下のものは持込可能
昆虫採取用又は釣用タモ	×	○			畳んだ状態で長さ60cm以下のものは持込可能 木製やプラスチック製のもので、凶器にならないと判断された場合は持込可能
マッサージ棒	×	○			長さ60cm以下のものは持込可能
鞭打ち棒(すりこぎ棒含む)	×	○			長さ60cm以下のものは持込可能
ピーチバラスル	×	○			長さ60cm以下のものは持込可能
釣り竿	×	○			畳んだ状態で長さ60cm以下のものは持込可能 木製やプラスチック製のもので、凶器にならないと判断された場合は持込可能
旗竿	×	○			長さ60cm以下のものは持込可能。但し、先端が尖っているものは持込不可 先端が尖っていないプラスチック製のもので60cmを超えるものであっても持込可能
⑫ 道具類、工具類					
大工道具類 (ハンマー)	×	○			
大工道具類 (大型バール)	×	○			
大工道具類 (キリ)	×	○			
工具類 (ドライバー)	×	○			全体の長さ15cm以下かつシャフトの長さ6cm以下のものは持込可能(グリップ部分とシャフト部分が外せるタイプの場合は装着して計測する)
工具類 (スパナ)	×	○			長さ15cm以下のものは持込可能
工具類 (レンチ)	×	○			長さ15cm以下のものは持込可能
工具類 (バール)	×	○			長さ15cm以下のものは持込可能
工具類 (携帯用の小型セット)	×	○			アイスピック、キリ状の物が含まれていないものは持込可能
工具類 (電動ドライバー)	×	○			
工具類 (電動ノコギリ)	×	○			
工具類 (ブローランプ)	×	○			
工具類 (ドリル)	×	○			電動100V以上、電池式、充電式を含む
木槌、小槌	×	○			長さ15cm以下のものは持込可能
棒状のヤスリ類	×	○			長さ15cm以下のものは持込可能
ノギス	○	○			
製図用コンパス・デバイダー	○	○			
⑬ 先端が著しく尖っている物					
アイスピック	×	○			
ピッケル	×	○			
ダーツの矢	×	○			先端に金属製のキリ状のものが付いていないものは持込可能
金串・火箸	×	○			
沖縄かんざし(ジューファア)	×	○			木製やプラスチック製のもので、凶器にならないと判断された場合は持込可能
釘	×	○			長さ6cm以下のものは持込可能
注射針	×	○			機内で医師又は看護師が医療行為のために使用する場合は持込可能
自己使用注射針	○	○			医師から処方された在宅自己注射対象薬剤(インスリン製剤、インターフェロン製剤、アドレナリン製剤等)を投与するために使用する場合は持込可能
血糖値測定用採血針	○	○			
銀鍍針	○	○			
安全ピン	○	○			
傘	○	○			旅客自身が使用する通常の傘は持込可能。但し、先端が鋭利など凶器となり得ると判断したものは持込不可
サムライアンブレラ	×	○			
簾み棒	○	○			先端が鋭利など凶器となり得ると判断したものは持込不可

㊦ その他					
ツールナイフ(多機能折りたたみナイフ)型、手裏剣型の物品(例:USB媒体、ライター等)	×	○			一見して脅威を醸かせる形状をしているため持込不可 ライターについてはお預け手荷物として預けることも不可
おの	×	○			
なた	×	○			
のみ	×	○			
彫刻刀	×	○			
大工道具類(ノコギリ)	×	○			
ドリルの刃	×	○			他のものと組み合わせて使用される可能性があるので持込不可
野菜スライサー	×	○			本体と刃の部分が外れないものは持込可能
ピーラー(調理器具)	×	○			刃が外を向いておらず、本体と刃の部分が外れないものは持込可能
缶切り	×	○			刃が外を向いておらず、本体と刃の部分が外れないものは持込可能
ペットボトルオープナー	×	○			刃の外せないものは持込可能
手裏剣・手裏剣型キーホルダー	×	○			木、プラスチック類などの明らかなおもちゃは持込可能 刃の部分が鋭利で凶器として使用される可能性があるものは持込不可
爪切り	○	○			甘皮切りの小型ナイフが装着されているものは、持込不可
手錠	×	○			
スタンガン	×	○			
シャベル	×	○			移植用など凶器にならないと判断されるものは持込可能
ワインオープナー	×	○			ナイフの付いていないもの(螺旋状のものを含む)は持込可能。但し、凶器となり得ると判断した場合は持込不可
パイプ喫煙用清掃用具	×	○			本体にはパイプ内部に溜まったヤニを削り取る「カーボンカッター」が付いており、カミソリより刃が硬く丈夫なため持込不可
ステンレス製のヘラ(スクレーパー)	×	○			
ピンセット	×	○			先端が丸みを帯びており強度がないものは持込可能
カジキ釣り針	×	○			U字底部から釣り糸通し穴までの距離が10cm以下のものは持込可能。但し、凶器となり得ると判断した場合は持込不可
掛け軸・タペストリー	×	○			軸の長さ65cm以下のものは持込可能 軸の部分がプラスチック製のものは65cmを超えるものであっても持込可能
ポスター・掛け軸等の収納ケース	×	○			長さ70cm以下のものは持込可能 紙製やプラスチック製のもの等で凶器にならないと判断された場合は70cmを超えるものであっても持込可能